

福岡市 立地交付金制度のご案内

本社機能等の立地向け交付金

交付内容

①所有型(土地及び建物を所有して立地する場合)

【重点地域の場合】

土地取得額の**30%**、建物及び機械設備取得額の**10%** 上限額**30億円**

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備取得額の**5%** 上限額**1億円**

②賃借型(建物を賃借して立地する場合)

【重点地域の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の $1/3$ を**3年間** 上限額 **7,500万円**

(年間上限額 2,500万円)

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の $1/3$ を**1年間** 上限額 **5,000万円**

※建物及び機械設備:

- ・所有型: 事業所の用に供するもので、所得税法施行令に定める建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具に分類される資産
- ・賃借型: 事業所の用に供する建物、パソコン・サーバー・複写機等の事務機器、事業用設備など

※重点地域: アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市

※賃借月額 は 4,000円/㎡を限度とする。

対象機能

- 本社機能(企業の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門)及びこれらに類する部門の機能を有する事業

※交付金の対象分野に関わらず適用されます。

さらに!

重点地域以外の地域において、交付金の対象分野(知識創造型産業、健康・医療・福祉関連産業、環境・エネルギー関連産業、アジアビジネス)が本社機能等の機能を有する場合は、下記のとおり交付内容が拡充されます。

① 所有型

建物及び設備取得額の**10%** 上限額**2億円**

② 賃借型

建物及び機器の年間賃借額の $2/3$ を**1年間** 上限額 **7,500万円**

※賃借月額は 4,000円/㎡を限度とする。

対象者

◇福岡市内に対象分野の事業所を新たに設置する場合

◇福岡市内において事業所を移転する場合

※ただし、事業所の移転の場合には、移転前と比較して、移転後の事業所規模の増加分が下記の要件のいずれかを満たすことが条件です。

交付要件

★事業所の面積:延床面積 1,000 m²超

★常用雇用者数:100 名超

※上記のいずれかを満たすこと。

交付金の拡充対象となる分野・主な事業

●知識創造型産業(ソフトウェアの開発, 半導体の設計等)

主な事業: システムL S I の設計, 半導体に関する研究開発など

●健康・医療・福祉関連産業(健康や医療などの分野における研究開発等)

主な事業: 医療機器・福祉機器・医薬品・保健機能食品等の研究

●環境・エネルギー関連産業(環境の保全やエネルギーに関する研究開発等)

主な事業: 太陽電池, 水素エネルギー等の研究開発, リサイクル関連技術の研究開発など

●アジアビジネス(外国・外資系企業がアジア地域を対象として行う事業)

主な事業: 外資系企業が日本国内において初めて行う事業, 交付金対象分野に関する研究開発又は役務の提供を行う事業(小売りに関する事業を除く)

交付金の申請手続き

交付金の適用を受けるためには、事前の事業認定を受ける必要があります。事業認定には事業開始前の申請が必要となりますので、必ず福岡市と協議を行ってください。

交付金適用にあたってのお願い

交付金を適用した事業者には、以下のことについてお願いしています。

△事業継続の義務

(所有型): 操業開始後10年間 (賃借型): 操業開始後5年間

△常用雇用者の雇用

事業継続期間中においては、必ず常用雇用者を雇用していること

△早期の事業実施

認定申請書を提出して3年以内(賃借型にあつては1年以内)に操業開始すること

お問い合わせ

福岡市経済観光文化局 企業誘致課 TEL 092-711-4849

東京事務所 TEL 03-3261-9712